

# ビジネス法務

# 5

MAY  
2015  
Vol.15・No.5  
中央経済社

東京商工会議所・各地商工会議所主催ビジネス実務法務検定試験対応

# 法務部員 育成トレーニング

事例問題で  
鍛える!

▶ 契約書 ▶ 英文契約 ▶ 債権回収 ▶ 営業秘密 ▶ 独禁・下請



速報

## 民法改正 要綱での変更点 ◎約款を中心に

新連載

### ヘルスケア・ ビジネス最前線

実務解説

### 2つの改正で変わる 商業登記実務

ビジネス実務法務検定試験 ▶ 演習問題

# 2つの改正で変わる登記実務 ～会社法・商業登記規則・最新動向～

司法書士法人 鈴木事務所  
司法書士 鈴木龍介

## 1 はじめに

商業登記は、企業の“実体を映す鏡”と評され、商取引の安全と円滑のための情報を公示する仕組みとして、広く普及、活用されている。また、会社法等で規定される諸手続を締めくくる“企業法務の完結点”とも評され、実体法上の秩序維持のゲートキーパーとしての役割を担っているともいえよう。

今般、平成26年改正会社法<sup>(1)</sup>（平成26年法律90号。以下、「改正会社法」という）が平成27年5月1日施行されることが決まり、改正会社法の、いわゆる整備法（平成26年法律91号）においては商業登記法の改正がなされ、それに関する商業登記規則の改正（平成26年法務省令33号。以下、「5月1日施行改正省令」という）が公布されるとともに、登記通達<sup>(2)</sup>と登記記録例<sup>(3)</sup>が発出された。また、登記の真実性等を向上することを目的とする商業登記規則の改正（平成27年法務省令5号。以下、「2月27日施行改正省令」という）がなされ、平成27年2月27日から施行された。

本稿は、以上の改正のうち株式会社を中心

に、その他商業登記関連のトピックスを交え、実務に有用と思われる事項について、その概要を解説するものである。

## 2 平成26年改正会社法関係

### (1) 監査等委員会設置会社

改正会社法において創設された監査等委員会設置会社制度は、上場会社等のあらたな機関設計として注目を集めているが、既存の株式会社は、公開会社であるか否か、大会社であるか否かを問わず、監査等委員会設置会社に移行することができる。

以下では、実務的に多数を占められる会計監査人設置会社である監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を念頭に、その登記手続について解説するものとする。

#### ① 登記すべき事項

監査等委員会設置会社への移行においては、まず、i) 監査等委員会設置会社である旨、ii) 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の氏名、iii) 社外取締役である旨、

<sup>(1)</sup> 改正会社法自体の解説は、誌幅の関係で最小限にとどめていることから、あわせて他の文献等を参照されたい。

<sup>(2)</sup> 「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）」（平成27年2月6日民商13号通達）

<sup>(3)</sup> 「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記記録例について（依命通知）」（平成27年2月6日民商14号通知）

iv) 重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することができる旨の定款の定め(改正会社法399条の13第6項)があるときはその旨が登記すべき事項となる(改正会社法911条3項22号イ・ロ・ハ)。あわせて、監査等委員会設置会社は監査役と監査役会を設置できないことから、監査役設置会社の定めおよび監査役会設置会社の定め廃止と監査役の退任の登記をしなければならない。また、現任の取締役については、残存任期の有無にかかわらず、移行時に全員が任期満了退任することから(改正会社法332条7項1号)、(代表)取締役の退任・就任(重任)の登記をしなければならない。

## ② 添付書類

本登記申請には、以下の書面を添付しなければならない。なお、会計監査人の変更登記は要しないケースを想定したものである。

### (i) 株主総会議事録(商業登記法46条2項・3項)

監査等委員会設置会社への移行のための定款変更ならびに役員等の選任にかかる決議を行った株主総会の議事録を添付する。

### (ii) 取締役会議事録(商業登記法46条2項・3項)

代表取締役の選定にかかる決議を行った取締役会の議事録を添付する。なお、当該議事録に、出席取締役が、いわゆる個人の実印を押印し、それにかかる印鑑証明書を添付しなければならない場合がある(商業登記規則61条4項3号)。

### (iii) 就任承諾書(商業登記法54条)

役員が就任を承諾したことを証する書面を添付する。なお、商業登記規則61条2項・3項の規定に基づき、就任承諾をした代表取締役

について、いわゆる個人の印鑑証明書を添付しなければならない場合がある。また、後述するが、2月27日施行改正省令61条5項に基づき、あらたに就任した役員について、いわゆる個人の住民票等を添付しなければならない場合がある。

### (iv) 委任状(商業登記法18条)

司法書士等が当該登記申請を代理する場合には、その代理権限を証する委任状を添付する。

## ③ 登録免許税

本登記申請における登録免許税として、9万円(ただし、資本金の額が1億円以下の会社は7万円)を納付しなければならない(改正登録免許税法別表1、24(1)ワ・カ・ツ)。

## (2) 社外取締役・社外監査役

改正会社法において、社外取締役・社外監査役の要件をより独立性を高め、合理性のあるものとする見直しがなされる(改正会社法2条15号・16号。以下、「新要件」という)。そこで、これまで社外取締役・社外監査役でなかった者が新要件により社外取締役・社外監査役に該当することになるケースと、逆に社外取締役・社外監査役であった者が新要件により社外取締役・社外監査役に該当しなくなるケースが生ずる。

### ① 登記事項

改正会社法施行後は、新要件に基づき、社外取締役・社外監査役である旨の登記を行うことになる(会社法911条3項18号・21号ハ、改正会社法911条3項22号ロ・23号イ)。なお、後述するが、責任限定契約に関する社外取締役・社外監査役である旨の登記(会社法911条3項25号・26号)にかかる規定は削除された。したがって、社外取締役については、社外取締役を置くことが要件とされる i) 特別取締役

の議決の定めがある会社（会社法911条3項21号ハ）、ii）監査等委員会設置会社（改正会社法911条3項22号ロ）、iii）指名委員会等設置会社（改正会社法911条3項23号イ）である場合に、社外取締役である旨の登記をすることになる。社外監査役については、社外監査役を置くことが要件とされる監査役会設置会社（会社法911条3項18号）である場合に限り、社外監査役である旨の登記をすることになる。

## ② 経過措置

改正会社法施行前から存する社外取締役・社外監査役について、改正会社法施行後の最初に終了する事業年度に関する定時株主総会終結時までの間は改正会社法前の規定が適用されることから（改正会社法附則4条）、改正会社法施行後ただちに、新要件に基づく登記申請は要しないものとされている。

## （3）責任限定契約

改正会社法において、いわゆる責任限定契約の人的対象が社外取締役から非業務執行取締役へ、社外監査役から監査役へとそれぞれ拡大されたことに伴い（改正会社法427条1項）、責任限定契約にかかる社外取締役・社外監査役である旨の登記は要しないこととされた。ただし、責任限定契約にかかる社外取締役・社外監査役である旨の登記については、当該社外取締役・社外監査役の任期中に限り、その旨の登記の抹消の登記申請をすることは要しないものとされている（改正会社法附則22条2項）。

改正会社法施行前に責任限定契約に関する定款の定めを設けている会社が、当該契約の対象を社外取締役から非業務執行取締役へ、社外監査役から監査役へとする定款変更を行った場合には、責任限定契約に関する定款の定め（改正会社法911条3項25号）についての変更登記を行うことになる。

## （4）監査役の監査の範囲

監査役の監査の範囲は、原則として業務監査と会計監査に及ぶが、非公開会社の特則として、その監査の範囲を会計監査に限定（以下、「会計監査限定」という）する旨を定款で定めることができる（会社法389条1項）。

会社法上、監査役設置会社とは、会計監査限定でない監査役を置いている株式会社と定義されており（会社法2条9号）、会計監査限定とする旨の定款の定めがある非公開会社は、監査役設置会社には該当しない。一方で会計監査限定の監査役を置いている株式会社であっても監査役設置会社である旨の登記がなされており（会社法911条3項17号）、公示上も適切とはいえない。

そこで、改正会社法において会計監査限定の監査役を置いている株式会社は、その旨を登記することにより当該監査役の監査の範囲を明らかにすることとしたものである（改正会社法911条3項17号イ）。

## ① 登記事項等

改正会社法施行後、会計監査限定とする旨の定款の定めがある株式会社は、会計監査限定である旨が役員区に登記されることになる（5月1日施行改正省令別表5）。なお、当該事項に関する登記申請の登録免許税は、いわゆる役員の変更登記と同区分とされたことから（改正登録免許税法別表1、24（1）カ）、会計監査限定である旨の登記を監査役の変更登記と同一の申請で行う場合には、別途の課税はなされないこととなる。

## ② 経過措置

改正会社法施行前から会計監査限定の定めがある株式会社は、改正会社法施行後、あらたに監査役が就任するか現任の監査役が退任するまで、すなわち監査役の変更登記を行うまでの間は、会計監査限定である旨の登記の

申請を要しないものとされている（改正会社法附則22条1項）。

会計監査限定である旨の登記については、中小企業を中心に多くの株式会社が対象となることから、登記の申請をすべき期間が猶予されたことによって大きな混乱は避けられそうであるが、一方で当分の間、会計監査限定である旨の定めがある株式会社において、会計監査限定である旨の登記がある会社とない会社とが併存するというあらたな問題が生じることにはなる。

### 3 2月27日施行改正省令関係

2月27日施行改正省令は、商業・法人登記の真実性を確保し、虚偽登記を防止するという観点から所要の措置を講じるもので、主に役員等の変更登記申請にかかる添付書面についての改正である。なお、2月27日施行改正省令は、実体上の役員等の変更の効力発生時ベースではなく、あくまで平成27年2月27日以降の登記の申請時ベースで適用される。

#### (1) 取締役等の就任

取締役・監査役・執行役（以下、「取締役等」という）の就任（設立を含む）の登記申請において、取締役等に関する住民票等の本人確認書類の添付を要するものとし（2月27日施行改正省令61条5項）、就任承諾書（商業登記法54条）には本人確認書類と合致する住所・氏名の記載が必要とされる。なお、再任の場合には、申請人の負担等を考慮して、本人確認書類の添付を要しないものとされている。

本人確認書類は公務員が作成する証明書であって、具体的には次の書面が想定されている。

- ① 住民票の写し
- ② 戸籍の附票の写し
- ③ 運転免許証のコピー<sup>(4)</sup>

#### (2) 代表者の辞任

登記所に印鑑を提出している代表取締役等の株式会社の代表者（以下、「代表者」という）が辞任による退任の登記申請に添付する、いわゆる辞任届について、代表者の個人の実印を押印し、それにかかる印鑑証明書を添付するものとされた（2月27日施行改正省令61条6項）。なお、辞任届に当該代表者が登記所に提出している印鑑を押印している場合には、印鑑証明書の添付を要しないものとされている。

#### (3) 役員等の氏

婚姻により氏をあらためた役員等について、役員等の就任登記申請時に申出をした場合には婚姻前の氏を併記して登記することができるように、その場合には婚姻前の氏が判明する戸籍謄本等を添付することとされた（2月27日施行改正省令81条の2）。なお、本改正前に登記済の役員等については、別途、婚姻前の氏を併記して登記することの申出ができることとされている（2月27日施行改正省令附則3項）。

### 4 その他の動向

#### (1) 休眠会社の整理

法務省は、12年間何らの登記をしていない、いわゆる休眠会社をみなし解散させるための整理（会社法472条）について、平成26年11月に作業を開始した<sup>(5)</sup>。今回の整理作業は会社法施行後初めてのもので、12年ぶりに

<sup>(4)</sup> 取締役等本人が、当該書面にいわゆる原本証明を行う必要がある。

実施されるものである。

当該整理作業は、商法下では数年に1回行われていたところ、商業登記簿がコンピュータ化されたことにより抽出作業の労力が大幅に削減できること等を勘案し、今後は毎年実施される模様である<sup>(6)</sup>。

## (2) 代表者の国内住所要件

登記実務において、いわゆる内国会社の代表者の少なくとも1名は、日本に住所を有していなければならないとされている<sup>(7)</sup>。当該取扱いが外国人が日本で事業活動を行う場合の参入障壁になっているという声が小さくないところであるが、平成26年6月24日閣議決定された「規制改革実施計画<sup>(8)</sup>」を受けて、法務省では当該取扱いを廃止する方向での具体的な検討が行われている。なお、外国会社の代表者についても、同様のルールになっており（会社法817条1項）、あわせて検討が行われている。

## (3) 法人番号と商業登記

いわゆる番号利用法<sup>(9)</sup>に基づき、株式会社等にも法人番号が付されることになる。当該法人番号は、設立登記時に付番される12桁の会社法人等番号<sup>(10)</sup>の前に検査用数字を加えた13桁の番号で構成される。

法人番号は、マイナンバー法の施行にあわせて本年10月以降に登記された本店所在地宛に国税庁長官から通知される予定である<sup>(11)</sup>。

## 5 最後に

本稿で取り上げた内容や情報は、随時アップデートされるものも少なくないと思われることから、これからの動向には十分留意頂きたい。また、誌幅の関係で取り上げられなかった改正会社法にかかる事項<sup>(12)</sup>に関しても、商業登記実務に影響を与えるものが少なくないことを付け加えておく。

本稿が、ビジネス法務に携わる方々にとって、遺漏なく、円滑な商業登記事務を行うための一助となれば幸いである。

鈴木龍介（すすき りゅうすけ）

司法書士・行政書士。司法書士法人鈴木事務所 代表社員。現在、日本司法書士会連合会 民事法改正対策部委員、司法書士総合研究所 企業法務研究部会研究員、リスクモンスター株式会社（東証ジャスダック上場）社外監査役、株式会社イー・ディー・ワークス（東証ジャスダック上場）社外監査役、山形大学人文学部特別講師、千葉商科大学大学院修士課程特別講師。主著として、『商業・法人登記300問』（共著、テイハン、2009）、『商業・法人登記先例インデックス』（編著、商事法務、2012）、『与信管理入門』（共著、金融財政事情研究会、2014）、『法人・組合と法定公告』（編著、全国官報販売協同組合、2014）。

<sup>(5)</sup> 詳細については、法務省「休眠会社・休眠一般法人の整理作業の実施について」を参照されたい。http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\_00082.html（2015年2月10日）

<sup>(6)</sup> 野口宣大「商業・法人登記制度をめぐる最近の動向」商事法務2055号66頁。

<sup>(7)</sup> 「内国株式会社の代表取締役の住所について」（昭和59年9月26日民四4974号回答）。

<sup>(8)</sup> http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/140624/item1.pdf（2015年2月10日）

<sup>(9)</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号）／なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律28号）13条により、商業登記法7条（会社法人等番号）・19条の3（添付書面の特則）が新設された。

<sup>(10)</sup> 平成24年5月21日から本店移転等に伴い番号が変わることがない一貫化が実施された。詳細については、法務省「会社法人等番号の付番方法の変更について」を参照されたい。http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\_00068.html（2015年2月10日）

<sup>(11)</sup> 詳細については、国税庁「法人番号に関するFAQ」を参照されたい。http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/FAQ/Q3houjinbangoukankei.htm#a18（2015年2月10日）

<sup>(12)</sup> 例えば、支配権異動の伴う募集株式の発行（改正会社法206条の2、改正商業登記法56条5号）や株式併合にかかる発行可能株式総数の変更（改正会社法180条2項4号・3項）などがある。